

## 三郷市市民パブリック・コメント手続条例施行規則の解説

- 第1条 趣旨
  - 第2条 意見等の提出期間
  - 第3条 パブリック・コメント手続実施責任者
  - 第4条 結果の公表の期間
  - 第5条 一覧表
- 附則

### (趣旨)

第1条 この規則は、三郷市パブリック・コメント手続条例（平成19年三郷市条例第31号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項を、規則で定めています。

### (意見等の提出期間)

第2条 条例第5条第1項の規定による意見提出期間には、12月29日から翌年の1月3日までの期間を含まないものとする。

### 【解説】

意見提出期間には、年末年始の休日である12月29日から翌年の1月3日までの期間を含まないものとします。

### (パブリック・コメント手続実施責任者)

第3条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。

2 パブリック・コメント手続実施責任者は、市長の指名する職員をもって充てる。

### 【解説】

条例の実効性を確保するために、実施機関（各部1名）に「パブリック・コメント手続実施責任者」を配置し、パブリック・コメント手続を要する政策等の把握及び実施にあたっての調整を担当します。パブリック・コメント手続実施責任者は、市長の指名する職員（各部の主管課長等）とします。

### (結果の公表の期間)

第4条 条例第9条第1項の規定による結果の公表の期間は、6月以上とする。

### 【解説】

結果の公表は、6月以上行うものとします。

### (一覧表)

第5条 条例第12条の一覧表は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) パブリック・コメント手続の実施を予告しているもの
- (2) 意見等の提出を受けているもの

(3) 提出意見に対する考え方等を公表しているもの

【解説】

パブリック・コメント手続の実施案件や実施状況の一覧表に、「パブリック・コメント手続の実施を予告」「意見等の提出を受けているもの」「提出された意見に対する考え方等を公表しているもの」を記載します。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。